

東京都板橋区議会災害対応方針

1 趣旨

東京都板橋区（以下「区」という。）において地震等の災害が発生した際に、区議会及び区議会議員が迅速かつ適切な対応を図るため、具体的な対応方針を定める。

2 議会の役割

議会は、地震等の災害が発生した際には、板橋区災害対策本部（以下「区本部」という。）と連携し、災害情報の収集に努めなければならない。一方で、災害の初期においては、区本部ができる限り災害対応に専念できるよう、配慮する必要がある。そのため、議会は、板橋区議会災害対策会議設置要綱に基づき、板橋区議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）を設置し、以下の役割を担うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 災害等の各種情報を議員及び区本部から収集・整理し、必要に応じて議員及び区本部に情報を提供して連携を図ること。
- (3) 区本部及び関係機関に対し、優先順位を付して要望及び提言を行うこと。
この場合において、議会災害対策会議は、区本部が災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの区本部への要望及び提言については、緊急の場合を除き、議会災害対策会議を窓口として行うものとする。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

3 議員の役割

議員は区民の代表として、区民の信託に的確に応える議会の一員であるとともに、一区民としての立場にもある。更に、地震等の災害が発生した直後においては、地域の一員としての活動を果たす役割が強く求められる。災害時においてこのような役割を担うため、議員は以下のとおり行動する。

- (1) 議会災害対策会議からの参集指示があるまでは、各々の地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、区民の安全確保と応急対応に努めるなど、地域における活動に従事する。
- (2) 地域活動などを通して、区が集めることができない地域の災害情報などを収集し、議会災害対策会議に報告する。

- (3) 議会災害対策会議から伝達された情報は、必要に応じて区民に伝達する。
- (4) 議会災害対策会議からの情報提供や参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保する。
- (5) 災害発生時に適切な行動をとれるよう、日頃より災害対応に関する知識の習得や災害に備えた準備及び訓練に努める。

4 事務局の役割

議会災害対策会議が設置された際は、区議会事務局が以下の事務を担う。

- (1) 議員の安否確認を行い、区本部及び議員へ情報を伝達する。
- (2) 区本部において収集した情報を、必要に応じて議会災害対策会議に提供する。